## 憲法を読み解く

## 渋谷秀樹

2021年6月発売/258頁/定価1980円(税込) 四六判/並製













件を紹介しています。





本書は、日本国憲法のコンパクトな注釈書〈コンメンタール〉です。憲法を一箇条ずつ読み 解いて読者に示し、憲法を読んだときに浮かぶ素朴な疑問に応えられるようにしました。前 文のさらに前の「上諭」から、最後の「補則」まで、すべて解説してあり、かつ、ほぼ全箇 条について、明治憲法と対比しています。また判例についても、主要なものから直近のものまで、150

本書は必ずしも通読する必要はなく、関心のある条文の解説だけを読むという使い方もできます。あ るいは、ニュース等で見聞きした言葉を事項索引で引き、関連する条項の解説を読むという、"憲法事 典"的な使い方も可能です(そのため、事項索引は比較的詳しめにしています)。

「憲法のおとも」に、ぜひどうぞ。(S)



気になる条文をさっと引けます。

て裏づけられた相当な理由に基づいてのみ発せられ、

第33条 90

> なつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、 いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由と

何人も、

現行犯として逮捕される場合を除

よび所有物の安全を保障されるという人民の権利は、こ 捜索および逮捕または押収に対し、 わせ規定したアメリカ合衆国憲法第四修正の「不合理な た規定です。しかしその判定権者が明示されていないの 給する許可状、つまり逮捕令状を必須の要件としました。 の法律専門家である「司法官憲」が事前審査をした上で発 れを侵してはならない。令状は、宣誓または確約によっ した。これは「逮捕監禁」に法律上の根拠を要するとし ニ非スシテ逮捕監禁……ヲ受クルコトナシ」としていま の事件ごとにその正当性と必要性の客観的判断を第三者 身体の所在に対する強力な制限になります。そこで個別 んでした。 で捜査当局の恣意的な逮捕監禁を効果的に抑制できませ 現行憲法が採用した令状主義は捜索・逮捕・押収を合 背 景 旨 明治憲法二三条も「日本臣民ハ法律ニ依ル 犯罪捜査の過程で行われる身柄の拘束は、 身体、家屋、書類お

号 (3)

り「身体

たと思われる

認めます。 も現行犯人と (三号)、④

接性を厳格に

いう「間がな もよるのです (=許可状) 憲」(=裁判京 容

します。ただ

号)、②「贓 認めました。 恣意的に拘束 いて(柱書) い終つてから かで、かつ犯 (2) 準現行

モデルとしま 収されるべき つ捜索される

逮